

すみだボランティアセンター
指定管理者応募事業概要

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会	
1 利用者サービスの向上	<p>【平等な利用環境】</p> <p>障害者や高齢者、妊産婦など、配慮が必要な方々はもとより、施設利用者に対する声掛けや誘導、手話による対応など、利用しやすい環境に努めている。</p> <p>【ボランティア活動の推進・援助の向上】</p> <p>「ボランティア活動推進委員会」を設置し、ボランティア活動の推進等について、各分野の関係者からご意見等をいただき、ボランティア活動の推進、普及、ボランティア団体の援助等の向上を図る。</p> <p>【ボランティア・利用者の要望等を活かす取り組み】</p> <p>「ボランティアセンター利用者懇談会」を開催し、施設利用者からご意見・ご要望をいただき、利用者間の調整や施設利用の改善を行っている。</p>
2 効率的・効果的な施設の運営	<p>【指定管理料】</p> <p>5,764,909円</p> <p>【施設の維持管理経費を節減するための取り組み】</p> <p>これまでの施設管理の経験・実績をもとに、維持管理経費はもとより、修繕箇所の把握や予測を的確に行い、計画的な施設の維持管理、修繕により経費削減を図る。</p> <p>【利用者の増加策、施設稼働率の向上】</p> <p>個人や団体による施設利用のほか、社会福祉団体の利用を積極的に行い、施設の有効活用を図る。</p>
3 事業計画の遂行能力	<p>【職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制】</p> <p>職員数6人（所長1人、職員5人）（墨田区社会福祉協議会職員35人）</p> <p>【職員研修体制】</p> <p>「墨田区社会福祉協議会職員の給与に関する規程」に基づき、職務遂行能力及び資質の向上を図るため、研修を実施している。東京都社会福祉協議会等で実施する研修を計画的に受講しており、ボランティア活動、対人援助技術、コミュニティワーク技術、接遇技術等の向上に努めている。</p> <p>【個人情報の保護】</p> <p>「社会福祉法人墨田区社会福祉協議会個人情報保護規程」を定め、個人情報について適正に取り扱う。</p> <p>【苦情処理体制】</p> <p>「苦情解決第三者委員」制度を導入し、公平な第三者委員による苦情処理体制を整備している。</p>